

(様式2)
 処分基準(不利益処分関係)

法令名	恩給法	担当課	人事課	検索番号
不利益処分	事実婚による扶助料受給権の喪失に係る事実婚の認定(職権によるものに限る)	根拠条項	80 - 2	
<p>(根拠規定)</p> <p>恩給法 第80条 2 届出ヲ為ササルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ入りタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定 庁ハ其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ハシムルコトヲ得</p> <p>(処分基準)(総務省人事・恩給局内規に準ずる)</p> <p>恩給法第80条第2項に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情に入ったと認められる遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届を欠くが、社会通念状、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいし、下記の条件を備えることを要するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(ア) 当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意志の合致があること。 (イ) 夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。</p> <p>(その他)</p>				